

Title	目で見るWHO 第59号 表紙・目次・資料等
Author(s)	関, 淳一
Citation	目で見るWHO. 2016, 59, p. 1-3
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/86660">https://hdl.handle.net/11094/86660</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 目で見る WHO

Diabetes 糖尿病

～Beat diabetes～



— 第59号 —

2016 春号

発行 公益社団法人 日本WHO協会

## 日本WHO協会とは

公益社団法人日本WHO協会は、世界保健機関(WHO)憲章の精神を普及徹底し、その目的達成に協力し、我が国及び海外諸国の人々の健康増進に寄与することを目的として設立された団体です。設立より半世紀近く、関西を拠点にグローバルな視野から国内外の人々の健康を考え、行動しており、今後も積極的に目的達成のため活動していきます。

- (1) WHO憲章精神を普及するための健康に関するセミナー等の開催及び機関誌・広報等の啓発事業
- (2) 健康に関する調査研究の受託・委託及び助成並びに研究成果に基づく提言等の研究事業
- (3) 国内外で健康に関する社会貢献活動を行う企業、団体並びに個人との連絡・調整・協力等の連携事業
- (4) WHOの事業目的達成に寄与するための募金活動及び募金収益の拠出並びに活動協力等の支援事業
- (5) 国内外の健康の向上につながる人材の育成・援助等の人材開発事業

## C O N T E N T

ごあいさつ	1
沿革	2
WHO憲章	3
●第5回 Jaih-sとの共同企画フォーラム開催報告	
「遠い国なら他人事??」～予防接種から見る、理想の国際支援～	
主催者挨拶	関 淳一 4
開会の挨拶	加治 聡子 5
	七野 紀之 5
「拡大予防接種計画とワクチン」/「国レベルからみる予防接種事業」	
	蜂矢 正彦 6
「村レベルからみる予防接種事業」	浦部 大策 7
「グローバルなレベルから考える予防接種事業」	久木田 純 9
ワークショップ	11
ワールドカフェ	12
パネルディスカッション	14
●青年海外協力隊員として	
一緒に働きたいと思える人になるために	
ウズベキスタンで学んだ大切なこと	山口 晶子 19
●2016年世界保健デーのテーマ「糖尿病」	
糖尿病の予防・克服をめざして	門田 文 24
フォーラム開催のお知らせ	29

## ごあいさつ



公益社団法人 日本WHO協会  
理事長 関 淳一

今年も例年のごとく、1月25日から30日迄ジュネーブで2016年のWHO執行理事会(第1回)が、開催されました。執行理事会において、マーガレット・チャン事務局長は、昨年の夏以来ブラジルを中心とした中南米で急速に感染が拡大しているZikaウィルス病について、流行地に於いて先天性小頭症の急増が見られることを念頭に国際保健規則(IHR)による緊急委員会を召集しました。2月1日に緊急委員会が開催され、2月2日には、チャン事務局長は今回のZikaウィルス流行に対して、WHOとして「国際的対応を要する緊急事態」を宣言しました。そして、Zikaウィルス感染と小頭症の関連については、両者の関係が科学的に立証されてはいないが、関連が強く疑われるとして、今後早急に、関係国が連携して、両者の関係について究明を進めることを決定しました。私共は、今後の成果を注視する必要があります。今回のZikaウィルスの流行は、感染症のもつ課題の大きさを改めて感じさせせるものです。

一方、今年の世界保健デー(4月7日)のテーマは、糖尿病です。糖尿病はご承知の様に全世界の成人の1割近い人々が罹患しており、特に中低所得国で急増していることが知られております。

また、糖尿病患者の中で特に大きな比率を占める2型糖尿病については食事・運動などの生活習慣の改善により、発症を遅らせたり、予防することができる要素も多く、グローバルな啓発活動が期待されています。今回、日本WHO協会としての啓発活動の第一弾として、当機関誌に滋賀医科大学アジア疫学研究センターの門田文先生にアジア疫学研究センターの立場でご寄稿をお願いしました。

昨年10月に、今回で第5回となる日本国際保健医療学会学生部会(jaih-s)の人達との共催企画フォーラム「遠い国なら他人事??～予防接種から見る、理想の国際支援～」を開催いたしました。企画・運営は全てjaih-sの人達の手に委ねましたが、周到的な準備と講師の先生方にも恵まれ、非常に中味のあるフォーラムとなりました。三人の講師の先生方は各々の基調講演のほか、ワークショップ、ワールドカフェ、パネルディスカッション等の全て行事に御参加頂きました。ここに改めて蜂矢正彦先生、浦部大策先生、久木田純先生に心から感謝申し上げます。

また、今回青年海外協力隊の一員としてウズベキスタンで2年間に亘り仕事をされ、丁度jaih-sとの共催フォーラムの直前に帰国された、山口晶子様はウズベキスタンでの2年間の貴重な御経験についてご寄稿いただきました。山口様は以前にもjaih-sとのフォーラムに参加された経験をお持ちですが、今回も参加していただき、多くの学生の人達と交流されました。

今回、「目で見えるWHO」59号を発行するに当りご協力を賜りました方々に、この場をお借りしまして、心から厚くお礼申し上げます。

平成28年2月

## (公社) 日本 WHO 協会の沿革

- 1948 [「WHO憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関(WHO)が発足する。]
- 1965 WHO憲章の精神普及を目的とする社団法人日本WHO協会の設立が認可された(本都  
京都)。会報発行、WHO講演会等の事業活動を開始。
- 1966 世界保健デー記念大会開催事業を開始。
- 1970 青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を開始。
- 1981 老年問題に関する神戸国際シンポジウムを主催。
- 1985 WHO健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を開講。
- 1994 海外のWHO関連研究者への研究費助成事業を開始。
- 1998 京都にてWHO創設50周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を  
開催。
- 2000 WHO健康フォーラム2000をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を展開。
- 2006 事務局を京都より大阪市内へ移転。
- 2007 財団法人エイズ予防財団(JFAP)のエイズ対策関連事業への助成を開始。
- 2008 事務局を大阪商工会議所内に移転。定期健康セミナー事業を開始。
- 2009 「目で見えるWHO」を復刊。パンデミックとなったインフルエンザに対応し、対策セ  
ミナーを開催。
- 2010 WHO神戸センターのクマレサン所長を招き、フォーラム「WHOと日本」を開催、  
WHOへの人的貢献の推進を提唱。
- 2011 メールマガジンの配信を開始。
- 2012 公益社団法人に移行。  
世界禁煙デーにあたってWHO神戸センターのロス所長を招き、禁煙セミナーを開催。
- 2013 第5回アフリカ開発会議公式サイドイベントとしてフォーラムを開催。
- 2014 WHO本部から発信されるファクトシートの翻訳出版権を付与される。

第二次世界大戦の硝煙さめやらぬ1946年7月22日、世界61カ国がニューヨークに集い、すべての人々が最高の健康水準に達するためには何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948年4月7日国連の専門機関として世界保健機関WHOが発足しました。

当協会は、このWHO憲章の精神に賛同した人々により、1965年に民間のWHO支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康を考え、WHO憲章精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を展開してまいりました。

### 歴代会長・理事長、副会長・副理事長 (在職期間)

会 長 ・ 理 事 長	中野種一郎(1965-73)	副 会 長 ・ 副 理 事 長	松下幸之助(1965-68)	加治 有恒(1996-98)
	平沢 興(1974-75)		野辺地慶三(1965-68)	坪井 栄孝(1996-03)
	奥田 東(1976-88)		尾村 偉久(1965-68)	堀田 進(1996-04)
	澤田 敏男(1989-92)		木村 廉(1965-73)	奥村 百代(1996-06)
	西島 安則(1993-06)		黒川 武雄(1965-73)	末舛 恵一(1996-04)
	忌部 実(2006-07)		武見 太郎(1965-81)	中野 進(1998-06)
	宇佐美 登(2007-09)		千 宗室(1965-02)	高月 清(2002-06)
	関 淳一(2010- )		清水 三郎(1974-95)	北村 李軒(2002-04)
			花岡 堅而(1982-83)	植松 治雄(2004-06)
			羽田 春免(1984-91)	下村 誠(2006-08)
	佐野 晴洋(1989-95)	市橋 誠(2007)		
	河野 貞男(1989-95)	更家 悠介(2008- )		
	村瀬 敏郎(1992-95)			

# 「WHO憲章」

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定訳は、たとえば「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」といったように格調高いものです。しかし、現在では、表現が難しすぎるという声も少なくありませんでした。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

（日本WHO協会理事 中村 安秀）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

The achievement of any State in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

## 世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとっても有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶこととなります。

子どもの健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、十分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。